寺：条件を満たせば、屋外広告物になるんか。ただ、わしは川柳大会を皆に見に来てもらいたかっただけなんじゃが。

景：川柳大会のビラでも屋外広告物となります。さらに、これらの屋外広告物は事前に申請が必要になります。

寺：ほな、申請するわぁ！

景：いえ、電柱は禁止物件になっていますので、ビラを貼ることはできません。

寺：え～！？あかんのかいな。そういえば、さっきも電柱は**禁止物件**って言ってたな！なんや一体！？

景：はい、**禁止物件**ですねッ！

禁止物件って？

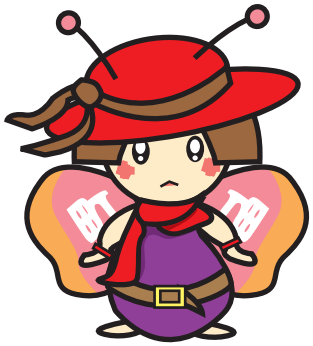

まかせてちょうだい！
原則として広告物の表示等を
してはいけない物件をいいます。

次の物件などには、広告物を表示することはできないのよ。
橋りょう、高架構造物、彫像、郵便ポスト、電話ボックス、道路標識、街灯柱、街路樹、消火栓、ガードレール、電柱、信号機、石垣、道路の路面には、屋外広告物を表示してはいけません。

※電柱、街灯柱その他電柱類には、はり紙、はり札、立看板もしくは広告旗又はこれらに類するものは表示できません。

寺：はぁ～、そんなん決まってるんやぁ！ちょっとの期間だけでもあかんのかな？

景：お気持ちは良くわかるのですが、認められませんねぇ。ご理解お願いします。

寺：そうかぁ、あかんかぁ。でも、なんでこんなルールがあるんや？

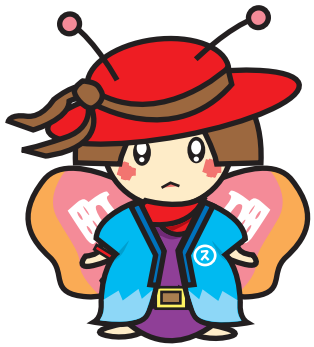

まかせてちょうだい！

屋外広告物法は、
次の３つを目的としているのよ♪

１つ、美しい景観をつくる
２つ、自然の風景などを守る
３つ、事故など人への危害を防ぐ

よって、電柱など公共的な場所に設置してある物件を対象としているのよ♪

寺：美しい景観かぁ……

景：そうです！その美しい景観を守るため、電柱などに表示された広告物や無許可の物件などで、簡易な広告物であれば事前に当事者へ連絡することなく剥がすことができます。これを簡易除却と言います。この制度を活用して、違反広告物を剥がす活動をしていただいているボランティア（**大津まちなかスッキリ士隊**）の方々がいらっしゃいます。

寺：そんなボランティアが…
生まれ育ったまちの景観をわしらが知らず知らずのうちに壊していたのか。
そうか…わかった。
でも、やっぱりあかんか？

景：・・・。美しい景観！

寺：うっ、・・・ちょっとだけよ・・・ちょっと・・・

景：美しい景観！

寺：うっ、やっぱりあかんよなぁ。でも、あ～やるせないなぁ～。

ガチャン

―数日が過ぎ、川柳大会当日ー

寺：**広告も　ルール守って　おもいやり**
　　うっしゃ～、完璧じゃッ！

そして、表彰式
優秀賞、佳作の発表があったが寺多さんは選ばれず、だんだん不機嫌に！最後に特別賞の発表

司会：特別賞には！杉木ゆきじさんの作品が選ばれましたっ！

ゆ：わ～僕だ！！

寺：なんと、ゆきじが選ばれるとは！

司会：では、杉木ゆきじさん。前へどうぞ。

コツコツ

司会：おめでとうございます。それでは、あらためて作品の発表をお願いします。

ゆ：はい！！
　　じぃちゃんは　こわいかおして　こわくない
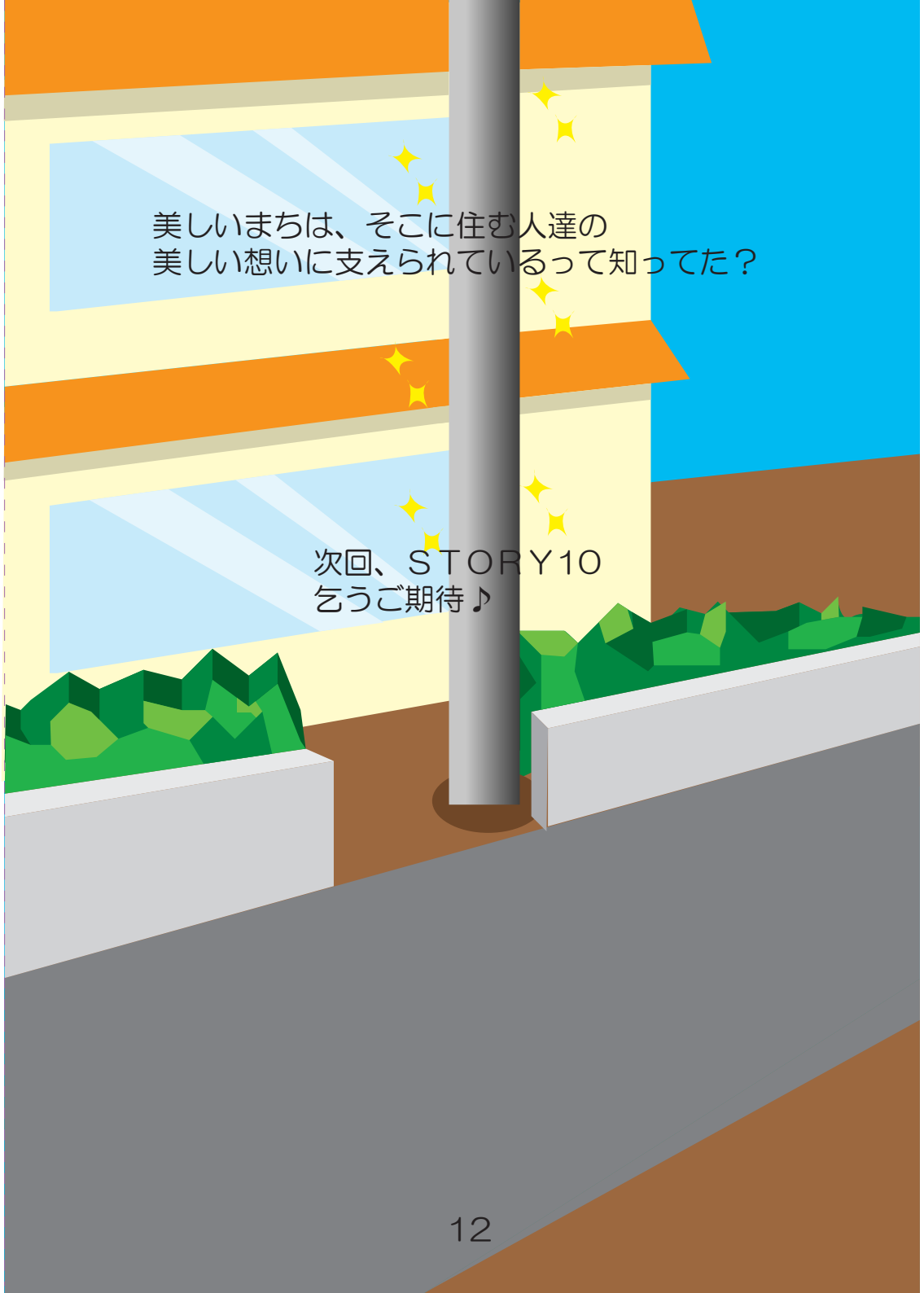
寺：お～ゆきじや、こわい顔していてゴメン。でも、わしのことをわかってくれていて感動じゃぁ…。ううううっ……（涙）